

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 海外から来日した歌手に対して支払う報酬の取扱い

**Q** 弊社はインド料理屋ですが、インドから歌手を招いてレストランの中で歌謡ショーを実施する予定です。弊社はこのインドの歌手に対する報酬の支払いに際して、税務上どのように取扱いをすればよいのでしょうか？

### 解説

インドから来日した歌手は**非居住者**に該当するので、日本で支払う報酬に対して**源泉徴収が**必要です。また、この歌手は確定申告をしなければなりません。

#### 1. 居住者か非居住者か

個人の課税関係を判断するときに、まず居住形態の判定をして、居住者もしくは非居住者の区分を明確にします。今回、インドから来日する歌手の滞在日数は1~2週間程度なので、**非居住者**に該当します。

#### 2. 日本の国内法の取扱い

**非居住者への課税については、初めに国内法を検討し、次の相手国と租税条約が締結されていれば、その租税条約の内容を検討します。**

歌手は日本の所得税法上、**芸能人**に該当し、国内で人的役務の提供を行って報酬を得るので、その報酬は**国内源泉所得**に該当します。なので、貴社はその報酬を支払う際に、**20.42%の源泉徴収**をしなければなりません。

#### 3. 租税条約の取扱い

インドとは租税条約が締結されております。インドとの租税条約では、**芸能人の場合、その活動が行われた国（今回のケースで言えば、日本）において、租税を課することができること**とされており、来日したインド人の歌手は日本の所得税法が適用され、報酬の支払い時に20.42%の源泉徴収が行われるほか、その歌手は翌年3月15日までに確定申告書の提出を行うこととなります。

### 要するに…

芸能人やアスリートは相手国で芸能活動や競技活動を行って収入を得た場合、相手国に固定的施設を持っているか否かにかかわらず、**全て相手国で課税されます**。これは、芸能人は一般的に高額報酬を得るケースが多いこと、居住地国では相手国での活動内容を把握することが困難であることがあげられます。**この取扱いは、医者や弁護士などの自由職業者に対する取扱い（相手国に固定的施設がないと課税しない）とは異なります。**